

令和5年度(2023年度)
『空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度』
申請の手引

認定申請受付期間

令和5年11月1日(水)~11月30日(木)

趣旨

近年、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加や地域コミュニティの希薄化などが地域において問題となっています。

空き家等を活用した活動・交流拠点づくりは、空き家等の有効活用及び地域コミュニティの再生・活性化の双方の観点から、有効な取組であると考えられます。

このため、空き家や空き店舗を地域住民のために活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。



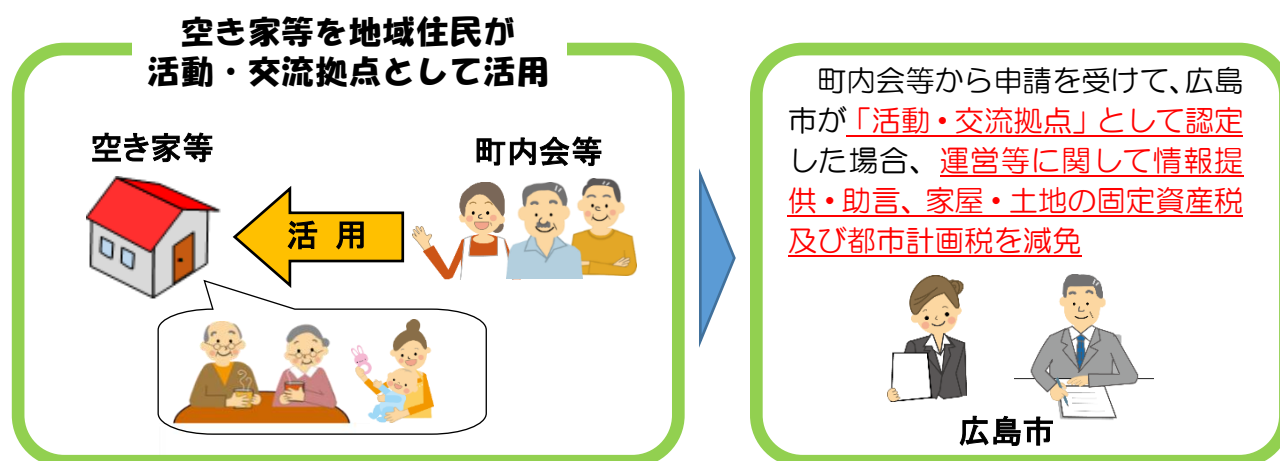
1 制度の概要

地域コミュニティの再生・活性化のために、空き家や空き店舗（以下「空き家等」という。）を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。

町内会・自治会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」が、空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、「活動・交流拠点」として認定します。

認定を受けた空き家等については、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税を減免します。

なお、継続して認定を受けようとする場合には、毎年、申請する必要があります。



2 申請することができる団体

町内会・自治会（連合組織を含む。）、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」（以下「町内会等」という。）

ただし、町内会・自治会については次の全てに該当すること。

- ① 町内会・自治会として区役所地域起こし推進課に届け出ていること。
- ② 概ね30以上の世帯により構成された町内会・自治会である、又は自然条件等により他の地区との交流が図りにくく、世帯の増加が見込めないため、特に認定の対象とする必要があると認められる30未満の世帯で構成された町内会・自治会であること。
- ③ 町内会・自治会としての活動を行っていること。

3 認定された場合の支援内容

- (1) 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言（他の地域の先進的な事例の紹介など）
- (2) 認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税を減免
※ 減免の対象になるのは、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税です。

4 認定要件

活動・交流拠点としての認定を受けるためには、次の空き家等や活動内容などの要件を満たす必要があります。

(1) 活用する空き家等

活動・交流拠点として活用する空き家等は、次の全てに該当するものであること。

- (1) 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。
- (2) 町内会等が所有者から無償で借り受け、契約期間が1年以上の使用貸借契約を締結していること。又は町内会等が所有していること。
※家屋・敷地の一部のみ借りる場合などは本制度の対象になりません。
- (3) 床面積が概ね30平方メートル以上であること。
- (4) 町内会等の活動範囲内に所在すること。

(2) 活動内容

活動・交流拠点での活動内容は、1月1日から申請日までの間（新規の申請については申請日の前1か月以上の間）、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地域住民（町内会等の活動範囲内の住民）の誰もが利用可能なこと。
- (2) 月4回以上使用されていること。
- (3) 1月当たり延べ50人以上の利用があること。

※ 営利を目的とする活動、特定の個人や団体、政党、宗教等を利する活動、その他市長が適当でないと認める活動については認定されません。

(3) 町内会総会等での合意

空き家等を活動・交流拠点として活用することについて、町内会等の総会や役員会で決定すること。

5 認定制度の流れ

STEP1

空き家等を町内会等が活動・交流拠点として活用

- ◆ 本制度は、空き家等を活動・交流拠点として活用している状況を認定する制度です。認定申請するためには、町内会等が空き家等を活用している実態が必要です。

【事務処理手順等】

- ①町内会等が、空き家等所有者と無償使用の契約を締結、又は空き家等を所有
- ②町内会等が、空き家等を地域住民の活動・交流の場として活用

- ・月4回以上使用されていること。
- ・1月当たり延べ50人以上が利用していること。
- ・地域住民の誰もが利用可能であること。(チラシやホームページ等により地域住民に周知するとともに、外観からも地域住民の誰もが利用することができるものであると分かるようにしていること。)

STEP2

町内会等が認定申請、広島市が実態調査・認定

- ◆ 町内会等が空き家等を活動・交流拠点として活用している場合、市(区役所地域起こし推進課)に認定申請することができます。

認定申請を受理した市は、活動・交流拠点における活動状況等について実態調査を行い、認定要件を満たしている場合、「活動・交流拠点」として認定します。

【事務処理手順等】

- ①町内会等が、市(区役所地域起こし推進課)に「空き家等を地域住民の活動・交流の場」として活用していることについて認定を申請【11月】
- ②市が活動・交流拠点の現場及び活動状況等について実態調査を行い、全ての要件を満たしている場合、「活動・交流拠点」として認定【12月】
- ③認定後、市が町内会等に「認定通知書」を交付【1月】
- ④町内会等は、受け取った認定通知書のコピーを、固定資産税等の減免手続きのために空き家等の所有者に送付

STEP3

空き家等所有者が減免申請、広島市が減免

- ◆ 空き家等の所有者が、町内会等から受け取った認定通知書のコピーを固定資産税等の減免申請書に添付し、市(市税事務所)へ提出すれば、固定資産税等を減免します。

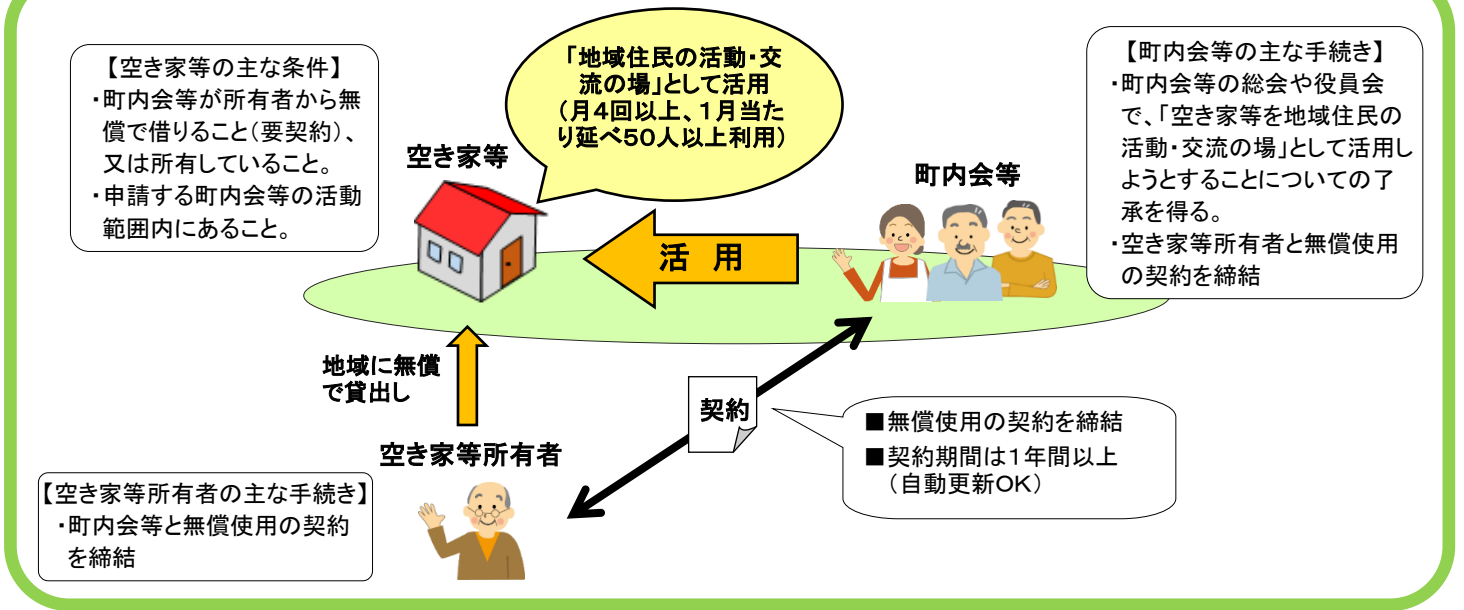
【事務処理手順等】

- ①空き家等の所有者が、町内会等から受け取った「認定通知書」のコピーを「固定資産税・都市計画税 減免申請書」に添付して、市(市税事務所)に提出【2月】
- ②減免申請を受けて、市は固定資産税等の減免を決定し、「減免通知書」を空き家等の所有者に送付【4月】

<認定制度のイメージ>

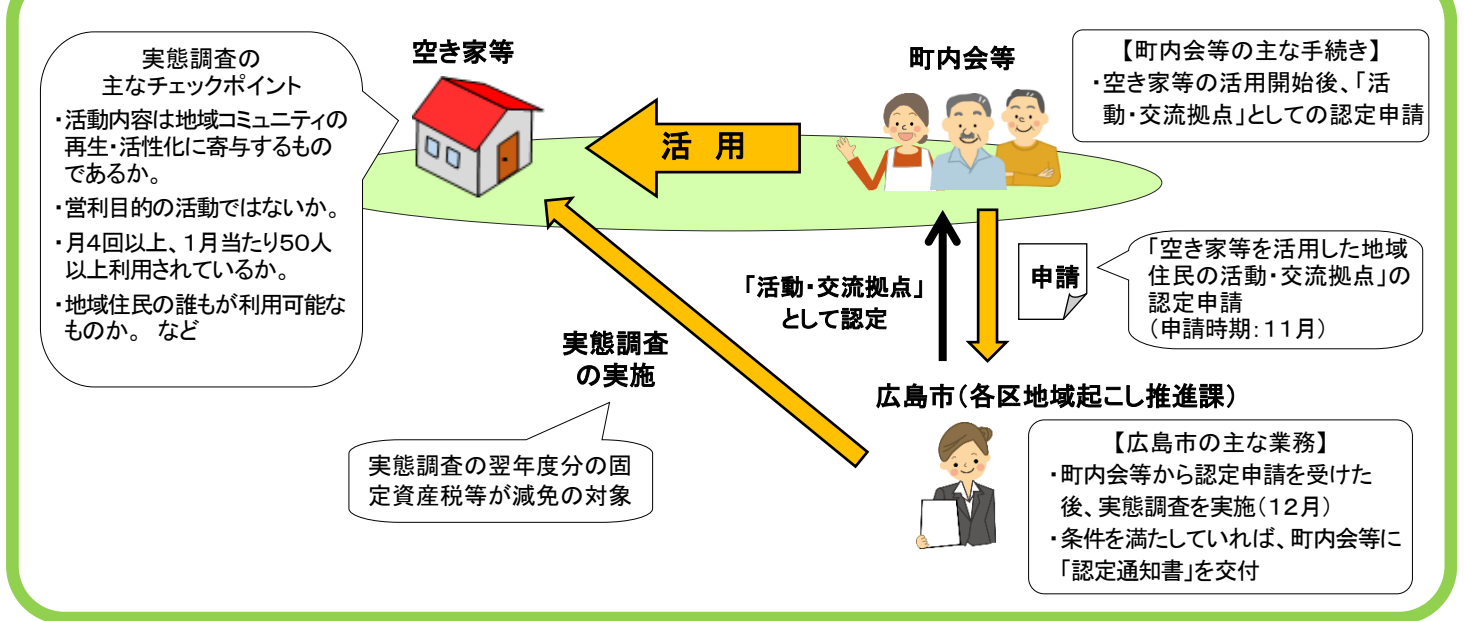
STEP1

空き家等を町内会等が活動・交流拠点として活用



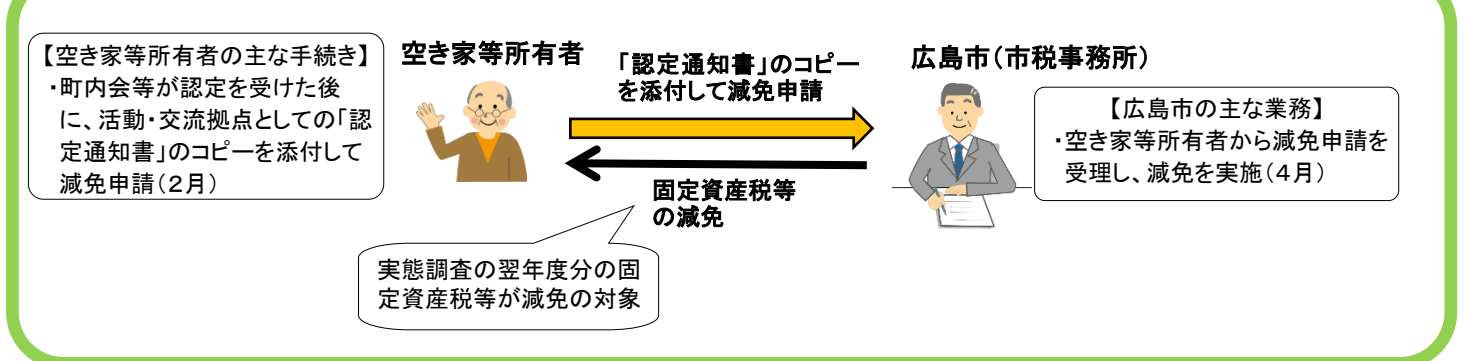
STEP2

町内会等が認定申請、広島市が実態調査・認定



STEP3

空き家等所有者が減免申請、広島市が減免



6 認定申請等

1 活動・交流拠点の認定申請

活動・交流拠点の認定を受けようとする町内会等は、活動・交流拠点の認定申請書などの必要な書類を市（区役所地域起こし推進課）に提出してください。

受付期間：令和5年11月1日（水）～11月30日（木）

ただし、土・日、祝日を除く。

2 活動・交流拠点の認定（認定申請受理後の事務処理）

(1) 市による実態調査

町内会等からの認定申請を受けた後、市（区役所地域起こし推進課）において、認定のための要件を満たしているかどうか実態調査を行います。

(2) 実態調査の主な項目、方法等

(1)の実態調査においては、空き家等、活動内容などについて、次の観点から調査・確認を行います。

主な項目	実態調査の方法
空き家等	<ul style="list-style-type: none">・利用されている空き家等に居住その他の使用がないか。 ⇒ 現場調査により、空き家等であるか（居住者や使用者がいないか）などを確認します。・無償借受けの場合、空き家等の所有者と無償使用の契約（使用貸借契約）を締結しているか。又は町内会等の所有となっているか。 ⇒ 提出された契約書により、無償使用の内容になっているか、契約期間は1年以上になっているかなどを確認します。所有の場合は、全部事項証明書や取得の際の契約書などにより確認します。
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の誰もが利用可能なものになっているか。 ⇒ 回覧チラシなどにより地域住民に周知されているか、外観から地域住民の誰もが利用することができるものであると分かるようになっているかなどを確認します。・月4回以上、1月当たり延べ50人以上利用されているか。 ⇒ 活動日の現場訪問や利用記録簿などにより、実際に利用されているかどうかなどを確認します。

(3) 認定通知書の交付等

実態調査により、認定要件を満たしていると認められた場合、「活動・交流拠点」として認定し、認定申請のあった町内会等に対し、「活動・交流拠点認定通知書」を交付します。

認定された町内会等については、市のホームページ等において、町内会等の名称や活動内容の概要等を公開します。

3 固定資産税等の減免申請

活動・交流拠点として認定された空き家等の所有者は、認定を受けた町内会等から「認定通知書」のコピーを受け取り、「固定資産税・都市計画税 減免申請書」に添付し、市（市税事務所）に提出してください。

4 固定資産税等の減免（減免申請受理後の事務処理）

空き家等の所有者からの減免申請を受けた後、市（市税事務所）において、固定資産税等の減免を決定し、空き家等の所有者に「減免決定通知書」を送付します。

減免申請があった場合は、市税事務所においても、必要に応じて活動・交流拠点の実態調査を行います。

5 再認定の申請

複数年継続して空き家等を活動・交流拠点として活用する場合は、毎年度、再認定の申請が必要になります。

申請受付時期は、毎年度11月頃を予定しています。

7 申請時の提出書類

1 活動・交流拠点の認定申請時

町内会等が、市（区役所地域起こし推進課）に提出する書類は次のとおりです。

- (1) 活動・交流拠点認定申請書（様式第1号）
- (2) 空き家等の家屋及び土地の全部事項証明書
- (3) 空き家等の平面図（各部屋の利用状況を記入したもの）
- (4) 空き家等の使用貸借契約書のコピー又は町内会等が所有していることが分かる書類
- (5) 活動・交流拠点の利用記録簿のコピーなど空き家等における活動状況が分かる書類
- (6) 申請を町内会等の総会や役員会により決定したことを証する書類（議事録など）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 固定資産税等の減免申請時

空き家等の所有者が、市（市税事務所）に提出する書類は次のとおりです。

- (1) 固定資産税・都市計画税 減免申請書
- (2) 活動・交流拠点の認定通知書のコピー

- 上記1及び2で指定する様式については、各区役所地域起こし推進課で配布するとともに、市のホームページからもダウンロードできます。

広島市HP

活動交流拠点認定制度

🔍 検索

8 認定期間

活動・交流拠点としての認定期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間です。

この認定期間が満了となるときに、再認定を受けようとする場合は、再度、申請する必要があります。

9 活動状況調査

認定した空き家等については、認定の際に実施した実態調査に加え、毎年度、7月に活動状況調査を行います。

認定を受けた町内会等については、1月から6月までの活動状況について、毎年度、市に報告する必要があります。

10 留意事項

1 利用記録簿等の整備

認定を受けた町内会等は、活動・交流拠点の利用記録簿等を備え、空き家等の活用状況を記録してください。当該利用記録簿等は、翌年に継続して認定申請する際に必要になります。

2 活用の中止届

空き家等を活動・交流拠点として活用しなくなった場合は、速やかに「活動・交流拠点活用中止届出書」を市（区役所地域起こし推進課）に提出してください。

3 認定の取消し

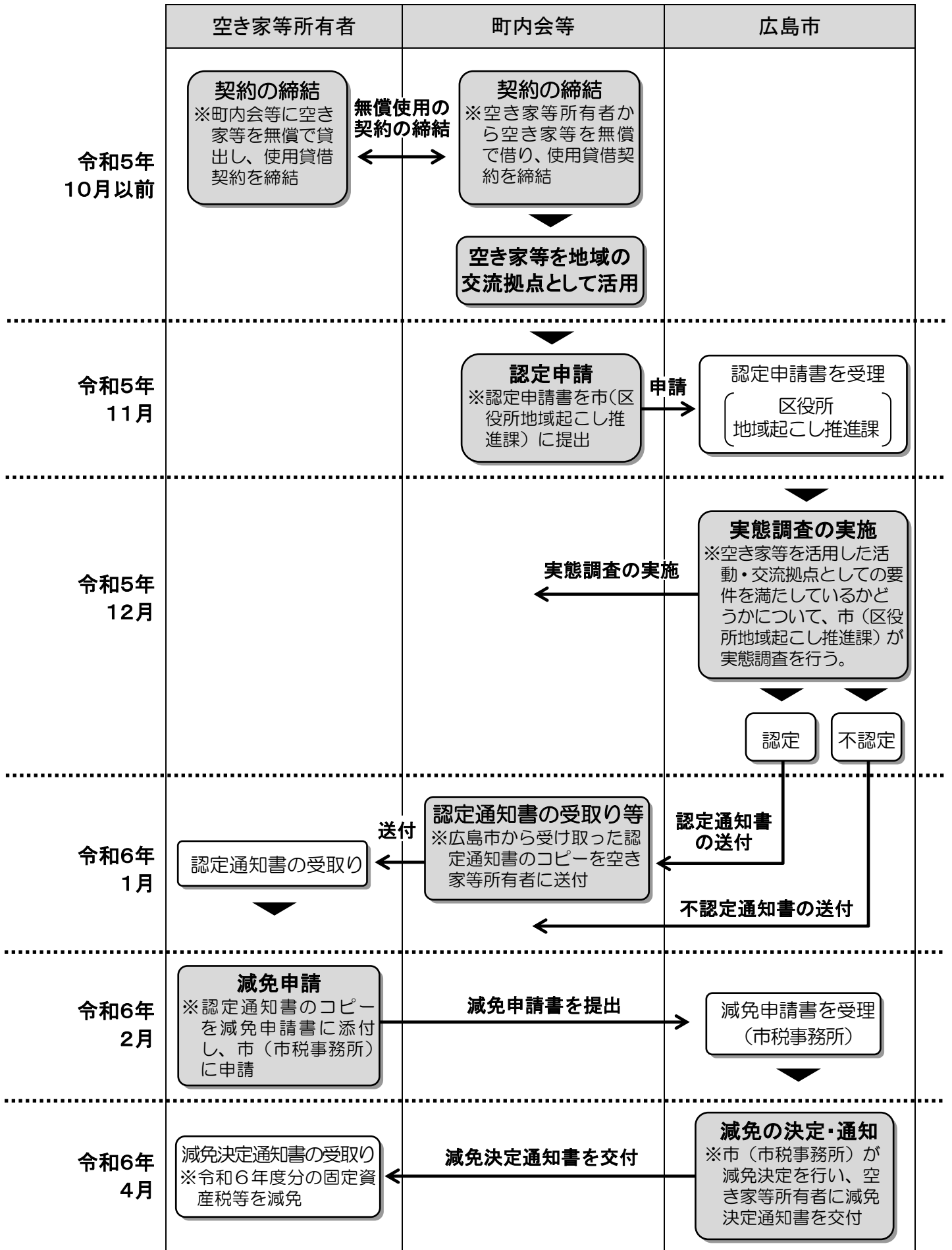
認定要件を満たさなくなった場合や活動状況の報告をしない場合などに、認定を取り消すことがあります。虚偽の申請により認定を受けた場合は、遡って認定を取消し、固定資産税等の減免についても遡って取り消すことがあります。

認定の取消しを受けた団体については、認定取消日から1年を経過しなければ、新規の申請をすることができません。

4 情報公開等

町内会等から提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、市から問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

11 事務の流れ



申請受付・問合せ先

【活動・交流拠点の認定に関すること】

(申請団体が所在する区の地域起こし推進課に申請してください。)

区役所	連絡先等
中区地域起こし推進課	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4番21号 TEL : 082-504-2546 FAX : 082-541-3835 e-mail : na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号 TEL : 082-568-7704 FAX : 082-262-6986 e-mail : hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	〒743-8522 南区皆実町一丁目5番44号 TEL : 082-250-8935 FAX : 082-252-7179 e-mail : mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	〒733-8530 西区福島町二丁目2番1号 TEL : 082-532-0927 FAX : 082-232-9783 e-mail : ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	〒731-0193 安佐南区古市一丁目33番14号 TEL : 082-831-4926 FAX : 082-877-2299 e-mail : am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	〒731-0292 安佐北区可部四丁目13番13号 TEL : 082-819-3904 FAX : 082-815-3906 e-mail : as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	〒739-0321 安芸区船越南三丁目4番36号 TEL : 082-821-4904 FAX : 082-822-8069 e-mail : ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5番28号 TEL : 082-943-9705 FAX : 082-943-9718 e-mail : sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

【固定資産税等の減免に関すること】

(申請団体が所在する区を担当する市税事務所に申請してください。)

市税事務所 (担当区)	連絡先等
中央市税事務所 (中区、南区)	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4番21号(中区役所内) TEL : 082-504-2566 FAX : 082-504-2378 e-mail : chuozei@city.hiroshima.lg.jp
東部市税事務所 (東区、安芸区)	〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内) TEL : 082-568-7721 FAX : 082-567-6006 e-mail : toubuzei@city.hiroshima.lg.jp
西部市税事務所 (西区、佐伯区)	〒733-8530 西区福島町二丁目2番1号(西区役所内) TEL : 082-532-0944(西区担当) TEL : 082-532-1015(佐伯区担当)、FAX : 082-232-2127 e-mail : seibuzei@city.hiroshima.lg.jp
北部市税事務所 (安佐南区、安佐北区)	〒731-0193 安佐南区古市一丁目33番14号(安佐南区役所内) TEL : 082-831-4936(安佐南区(安古市地区・祇園地区・沼田地区担当)) TEL : 082-831-5023(安佐南区(佐東地区担当)安佐北区担当) 、FAX : 082-877-6288 e-mail : hokubuzei@city.hiroshima.lg.jp

※減免申請書は、南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区役所内の税務室に提出することもできます。